表3：独立行政法人等の法令に基づく申請等手続のオンライン化等の状況

整理番号	手続名	根拠法令、根拠規定	手続を受け付ける独立行政法人等の名称	手続を受け付けているシステム等の名称	停止又は停止予定の手続			24年度以降の新規オンライン化手続		申請等件数の切り分けができない手続をまとめた名称	手続の年間申請等件数			オンライン申請等件数			平成23年度のオンライン利用率（b/a×100）%	備考①	電子署名の必要性	公的個人認証サービスの対応	備考②
					23年度	24年度	25年度以降	24年度	25年度以降		21年度	22年度	23年度 a	21年度	22年度	23年度 b					
1	監理技術者資格者証交付申請	建設業法第27条の19	(財)建設業技術者センター	財)建設業技術者センターHP						－	163,770	141,454	116,425	34,270	33,633	32,465	27.88%		－	－	
2	技術検定試験受験申請	建設業法第27条の2	（一財）全国建設研修センター	ネット受験申込システム						技術検定試験受験申請	286,178	303,455	295,442	30,776	38,889	37,935	12.84%		－	－	
3			(財）建設業振興基金	ネット受験申込システム						技術検定試験受験申請	－	－	－	－	－	－	－		－	－	
4			(社）日本建設機械化協会	ネット受験申込システム						技術検定試験受験申請	－	－	－	－	－	－	－		－	－	
5	宅地建物取引主任者資格試験受験申請	宅地建物取引業法第16条の2第1項	(財)不動産適正取引推進機構	ネット受験申込システム						－	241,944	228,214	231,596	43,707	45,713	47,042	20.31%		－	－	
6	中央指定試験機関による一級建築士試験に関する手続	建築士法第13条	(財）建築技術教育普及センター	一級試験受付システム						－	55,419	52,427	47,517	29,903	30,589	29,909	62.94%		－	－	
7	都道府県指定試験機関による二級建築士・木造建築士試験に関する手続	建築士法第13条	(財）建築技術教育普及センター	二級試験受付システム						－	45,227	40,556	35,116	10,727	11,618	11,090	31.58%		－	－	
8	運行管理者試験	道路運送法第23条の4第1項、貨物自動車運送事業法第21条第1項	財団法人 運行管理者試験センター	運行管理者試験電子申請システム						－	77,923	70,496	69,943	3,895	3,799	4,840	6.92%		－	－	
9	危険物コンテナへの収納検査	危険物船舶運送及び貯蔵規則第112条第1項	一般社団法人 日本海事検定協会	危険物コンテナ収納検査オンライン申請システム						危険物コンテナへの収納検査	50,584	52,625	45,981	40,485	43,630	38,064	82.78%		－	－	
10			財団法人 新日本検定協会	危険物コンテナ収納検査オンライン申請システム						危険物コンテナへの収納検査	－	－	2,418	－	－	1,827	75.56%		－	－	
11	船舶安全法関係設備の検定	船舶安全法第6条の4第1項前段	一般財団法人 日本舶用品検定協会	電子申請処理ソフト						－	5,890	4,842	4,853	54	64	80	1.65%		－	－	
12	海洋汚染防止設備の検定	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項	一般財団法人 日本舶用品検定協会	電子申請処理ソフト						－	185	166	291	92	91	89	30.58%		－	－	
13	粉砕設備の検定	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の9第1項	一般財団法人 日本舶用品検定協会	電子申請処理ソフト						－	277	333	403	2	3	1	0.25%		－	－	
14	危険物の容器及び包装の検査	危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条第1項	一般財団法人 日本舶用品検定協会	電子申請処理ソフト						－	3,896	3,897	3,581	39	39	46	1.28%		－	－	
合計	11				0	0	0	0	0		931,293	898,465	853,566	193,950	208,068	203,388					

※ 「平成23年度中」：平成23年4月1日から24年3月31日までの間
※ 「平成24年度以降にオンライン化を停止している（停止する予定がある）手続」：平成24年4月1日から9月28日（公表事項の提出期限）までの間にオンライン化を停止した手続、又は、9月28日までの間に24年度以降にオンライン化を停止することを公示している手続及び費用対効果の検証後意見聴取を開始している手続
※ 新規の手続がある場合には「手続名」の最下部に「手続名」等を加えること。
※ 合計は24年度以降の新規オンライン化手続は含まない。